

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から46年3月まで
20歳になった昭和45年7月に私が住み込みで勤務していた美容院に集金人が来たので、国民年金に加入し、毎月保険料を納付した。
当時、同じ美容院に勤務していた同僚も保険料を納付していた。
また、同時期、この美容院の向い側にあった理容店にも同じ集金人が出入りしていたので、この理容店の人も保険料を納付していたと思う。
昭和46年3月に別の美容室に移り、この美容室でも集金人に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年7月ころに勤務していたとする美容院において、集金人からの勧めで国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「申立人が集金人に保険料を渡しているところを見た。」、「私も申立人と同じように20歳になった時に、同じ集金人から国民年金への加入を勧められ、加入届に記載し、保険料を納付していた。」と証言している上、この美容院の向い側にある理容店の店主は、「当時、この店と美容院には同じ集金人が来ていた。」と証言している。

また、申立人と同じ集金人に納付したとする美容院の同僚及び理容店の店主は、申立期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は昭和46年3月に移った美容室においても集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、当該美容室に集金に来ていた集金人の存在が確認できるとともに、当該集金人は、「申立人が同年月の国民年金保険料を納付した。」と証言している上、集金人に納付していたとする当該美容室の経営者も当時の保険料は納付済みであり、申立人の主張に不自然さはなく、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年8月24日まで
昭和35年10月から60歳になって定年退職するまでB事業所及びそのグループ会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された回答文書及び申立人と同事業所との調停に係る資料から、申立人が申立期間においてそのグループ会社であるA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日がいずれも昭和44年6月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月1日）及び資格取得日（昭和37年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年7月1日まで

昭和36年3月1日から41年9月1日までA事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によると、A事業所において昭和36年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した後、37年7月1日に同事業所において再度資格を取得しており、36年12月から37年6月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、A事業所に勤務していた同僚1名、従業員2名及び同事業所に一緒に勤務していたとする申立人の妻の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に継続して勤務しており、勤務形態及び業務内容の変更も無かったことが確認できるところ、申立人の妻を含む3名については、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで
会社を退職し現在の住所に転居した昭和 52 年 6 月ころに、市役所で国民年金の加入手続をしたはずである。
その後は、自宅に郵送されてきた納付書に現金を添えて、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 11 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかった期間と考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、特例納付等により同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も確認できない。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 12 月に申立期間直後の 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立人が国民年金の加入時期、保険料の納付時期等を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月に国民年金制度が始まり、サラリーマンの妻は任意加入できるということだったので、将来のことを考え、国民年金に加入して、保険料を納付した。

保険料は、毎月集金に来ていた母子会の役員に 100 円を払い、領収書のようなものをもらっていたが、無くしてしまった。当時、近所に住んでいた方が、私が国民年金に任意加入し申立期間の保険料を納付していたことを憶えてくれている。

14 年間も保険料が未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、納付金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は 168 か月と長期間である上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 50 年 4 月 8 日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人が居住する市が保管する昭和 42 年度の国民年金保険料集金台帳の記録の中に申立人の名前は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、35 年 11 月に払い出され、その後取り消された国民年金手帳記号番号により、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が証言者として名前を挙げた者からは、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 263(事案 130 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 7 月 20 日から 28 年 7 月 31 日まで
② 昭和 29 年 9 月 7 日から 31 年 2 月 2 日まで

52 歳ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

当時、脱退手当金という制度さえ知らなかったし、退職日の 3 日後には結婚して住所が変わっており、脱退手当金を請求し受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

今回、新しい資料等はないが、受給していないことは本人しかわからないことであり、信じてほしいと思い、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、支給額に計算上の誤りは無く、請求時点以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象として請求され、申立期間に係る被保険者資格の喪失日から 2 か月後に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはない上、代理請求の可能性も考えられるため、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料等はないが、脱退手当金を受給していないことを信じてほしいと主張するものの、申立内容等に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、当時同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 27 年 4 月に申立人と一緒に入社した同僚 3 名は、同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、申立人が名前を挙げた別の同僚は、「自分も入社して、5 か月から 6 か月後に厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しており、申立人についても、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、昭和 27 年 12 月末までに事業所を退職する旨を退職直前に事業主に伝えたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人と一緒に入社し、同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚 3 名の厚生年金保険被保険者記号番号が同年 12 月 25 日以降に払い出されていることから、事業主による被保険者資格取得届が同日以降に提出されたことが推認でき、事業主が退職の意思を有する申立人を加入させなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A事業所は既に全喪しており、申立期間当時の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、同事業所の当時の社会保険事務担当者も住所不明であるため、保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
申立期間においてA事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、申立人と一緒に同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「厚生年金保険については、当社において正社員として勤務していれば、採用して3か月くらいの試用期間後に加入させていたはずなので、申立人が加入していないのであれば、正社員として雇用していなかったかもしれない。」と証言している上、同事業所は昭和 63 年の社屋火災により、資料が焼失して現存しないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していたとする同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険への加入については不明である。」と証言しているとともに、別の同僚二人の証言及び社会保険事務所の記録によると、この二人の同僚が厚生年金保険に加入したのは入社から5か月後であることが確認でき、当時事業主は入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 10 月まで
申立期間において、A事業所又はB事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所又はB事業所で勤務していたとする複数の同僚から聴取したところ、申立人が申立期間においてこれらの事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができず、申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない上、申立人は、当時、健康保険証を使用して医療機関で受診したと供述しているが、このことを裏付ける関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 6 月 1 日であり、同事業所は、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認でき、申立人は同事業所において厚生年金保険に加入することができなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 45 年 11 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、資格取得日以前の同被保険者原票の中に申立人の記録が無い上、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から31年4月17日まで

申立期間について、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は平成4年に死亡しているため、申立人から保険料控除について聴取することができない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員4名から聴取しても、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の弟についても、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。